

(記載要領)

- 1 本表は、事業地区ごとに別葉とする。
- 2 「区分」及び「工事区分」欄には、国営直轄事業は(直)、国営代行事業は(代)、補助事業は(補)、非補助事業は(無)と記載する。
- 3 「管理面積」欄には、事業地区における現在管理中の面積を記載し、その内容を種類別に「左の内訳」欄に記載する。
- 4 「種類」欄には、道路又は水路にあつては同一路線ごとに、揚水機場又はため池にあつては1箇所ごとに記載する。
- 5 「整理番号」欄には、整理のため一連番号を記載する。'
- 6 「構造及び規模」欄には、道路にあつては延長(m)、幅員(m)及び舗装の有無、水路にあつては延長(m)及び幅員(m)、揚水機場にあつては用排水能力及び建物面積(m²)、ため池にあつては周囲の距離(km)を記載する。
- 7 「管理状況」欄には、
 - ① 土地改良法により管理委託されているものについては(管)と表示し、その受託者名を記載する。
 - ② 道路法により路線認定(認定予定のものを含む。)なされているものについては(認)と表示し、その認定者(認定予定者を含む。)を記載する。
 - ③ その他のものについては、造成した者又は事実上管理している者の名称を記載する。
- 8 「面積」欄の末尾に種類別に「計」欄を設け、種類別の面積の合計を記載する。
- 9 当該道路等を開拓財産たる附帯工作物があるときは、その工作物名、数量等を備考欄に記載する。
- 10 本表には、道路等を表示(道路は朱、水路は青、揚水機場及びため池は黒にそれぞれの色で表示)した図面(1/1000～1/3000程度)を添付し、当該道路等の整理番号を記載してその位置を明らかにする。
- 11 「譲与の相手方として適当と認められる者」欄には、当該道路等の譲与を受け得る者として指定することが適当と認められる者をその者に譲与することが適当と認められる道路等に対応させて記載する。また、法人である場合には、名称は法人の名称及び代表者の氏名を、住所は主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。

譲与すべき道路等及び譲与を受け得る者の指定について

都道府県知事 殿

番
平成 年 月 日

地方農政局長 印

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、別表のとおり指定されたので通知する。

別表

指 定 が あ っ た 道 路 等							左の道路等の譲与を受け得る者として指定があった者	
地区名	所 在 市町村	整理番号	種 類	面 積 (㎡)	構造及 び規模	備 考	名 称	住 所

(記載要領)

- 1 「整理番号」欄には、指定調書に記載された整理番号を記載する。その他の記載については、指定調書の記載要領による。
- 2 「左の道路等の譲与を受け得る者として指定があった者」欄の名称及び住所については、法人である場合には、名称は法人の名称及び代表者の氏名を、住所は主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。
- 3 様式中「地方農政局長」は、北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

様式例第4号の3

各 筆 調 書

整理番号	所在、地番又は見込地番	地目	種類	面積 (㎡)	譲受予定者		備考
					住所	名称	

(記載要領)

- 1 「整理番号」欄には、指定調書に記載された整理番号を記載する。
- 2 「譲受予定者」欄の住所及び名称については、法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、名称は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 この各筆調書は、道路又は水路の用地にあっては同一路線の道路又は水路ごとに、揚水機場又はため池の用地にあっては一箇所ごとに、それぞれ作成する。

様式例第4号の4

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所
名称 印

別表の土地等について譲受を受けたいので、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第74条の2第2項の規定により譲受申込書を提出します。

別表

所在、地番又は見込地番	地目	面積 (㎡)	用途	構造及び 規模	管理の方法	譲受希望 期 日	備考

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、名称は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 本表には、道路又は水路にあっては同一路線ごとに揚水機場又はため池にあっては1箇ごとに記載し、これらに附帯工作物があるときはその工作物名及び数量を備考欄に記載してください。
- 4 「構造及び規模」欄には、道路にあっては延長(m)、幅員(m)及び舗装の有無、水路にあっては延長(m)及び幅員(m)、揚水機場にあっては用排水能力及び建物面積(m²)、ため池にあっては周囲の距離(km)をそれぞれ記載してください。
- 5 「管理の方法」欄には、道路等について、土地改良法による管理委託及び道路法による路線認定がなされている場合又はその路線認定が見込まれる場合には、その旨を記載してください。
- 6 提出に当たっては次の資料を添付してください。
 - (1) 維持管理に係る計画の概要書
 - (2) 土地改良財産をその一部に含む道路等にあっては、その土地改良財産の処理に関する事項を記載した書面
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した書面

様式例第4号の5

譲 与 通 知 書		
番 号		平成 年 月 日
住 所 氏 名	殿	都道府県知事 印
<p>農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第74条の2第1項の規定による譲与を下記により行います。</p>		
譲与の相手方の名称及び住所		
譲与すべき道路等の種類及び所在		
譲与すべき土地の面積及び所在		
譲与すべき土地等の用途		
譲 与 の 期 日	平成 年 月 日	
<p>譲与の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この通知書によって譲与された道路等の用途を廃止しようとする場合には、あらかじめその旨を当職に通知すること。 2 この通知書によって譲与された道路等について、その所有権を第三者に移転し、又は使用及び収益を目的とする権利を第三者に設定しないこと。 3 この通知書によって譲与された道路等については、この通知書に指定された用途を廃止した場合又は1及び2に違反した場合は直ちにこれを返還すること。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、譲与を受けた道路等に替わるべき道路等を設置することに伴い譲与を受けた道路等の用途の廃止することについてあらかじめ当職の承認のあった場合にはこの限りではない。</p>		

(注意事項)

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

[教 示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に名あて人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法（昭和39年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、当都(道府県)知事を経由して農林水産大臣に提出できますし、また直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(記載要領)

1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

2 譲与通知書に記載すべき番号は発行年度別通し番号とし、併せて発行年度及び開拓財産たる道路等の種類を表示し、45(道)No.50の如く記載する。この場合45は発行年度、(道)は開拓財産たる道路等の表示、50は通し番号である。なお、開拓財産たる道路等の表示は、道路は(道)、水路は(水)、揚水機場は(揚)、ため池は(池)と記載する。

3 「教示」は、北海道の場合には、下線の部分を記載しないこと。